

# 草津の風

滋賀県草津市立草津中学校

令和3年9月10日(金)

「いのちがやき 心豊かな生徒の育成」

～ひとを大切に ひとつを大切に～

9月1日現在 全校生徒数691人



## 東京オリンピック・パラリンピック閉会

朝夕少しずつ涼しくなり、暑さのなかにも秋の気配を感じる今日この頃です。

東京2020オリンピック・パラリンピックが終わりました。多くの選手が語った「感謝のことば」に1年延期となった記憶と記録に残るオリンピックの重みを感じました。

草津中学校出身でバドミントン男子シングルスに出場した常山幹太選手は熱戦を繰り広げました。オリンピック初出場で決勝トーナメントに進み、結果、ベスト16です。すばらしい！

きっと生徒代表の応援メッセージが届いたでしょう。(右の画像)



去る8月30日(月)の午後、常山さんが来校され、生徒の皆さんに「『応援ありがとうございました！』とお伝えください。」とおっしゃいました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による非常事態宣言の発令を受け、午前中授業、午後からオンライン授業が始まった日だったので、あいにく生徒の皆さんがそろってお迎えいただくことはできませんでした。しかし、「新型コロナウイルスの感染が収まってきたら、ぜひ、生徒たちの前で新幹線の時速320kmを超えるスマッシュを披露し、オリンピックの感動秘話を語ってください！」とお願いしたところ、常山さんは、快く、「わかりました。ぜひ！」と笑顔で答えてくださいました。すごく楽しみです。

上はオレンジ色でメッシュ、下はネイビーでそれぞれにJAPANと刺繍された公式トレーニングウェアを着て来られた常山さんは輝いておられました。

### <フリースクール補助のお知らせ>

登校することがしんどい状態になっている子どもの社会的自立と、通いの場の確保を目的として、フリースクールに通所している小中学生の費用を補助する仕組みが整いました。草津市の事業として始まりましたので、詳細については、裏面をご参照ください。



滋賀県中学校美術部展

## 夏の感動を踏み台に

自らの努力の先には人に与える感動があります。私は、夏休みに皆さんから多くの感動をいただきました。

3年生を中心とした最後の夏季総体で、飛び散る汗の雫から青春を感じました。また、守山市民ホールに響きわたる、吹奏楽部の演奏には鳥肌がたちました。選手、演奏者の一生懸命な姿はとてもカッコよかったです。

そして、八日市文化芸術会館を彩った、美術部の作品を鑑賞して(上の画像)、水彩画や油絵、アクリルが奏でる透明感あふれる優しさ、高級感たどる厚みを感じ、時が止まったような空間を感じました。

実りの秋がやってきました。夏に経験した喜び、悔しさをバネに子どもたちが前へ進めるようご支援願います。

3学期から

## 待ち遠しい中学校給食

3学期からの中学校給食の開始に伴い、8月30日に立派な給食配膳室が完成しました。中学校の行事予定を最優先し、テストの日には大きな音が出ない作業を入れ、登下校の時間帯には重機の行き来を止め、その分、休日・祝日やお盆休みを返上して作業を行っていただきました。困難な工程調整であっただろうと察します。

去る8月26日には工事ご協力のお礼として、株式会社千商様より全校生徒一人ひとりにドキュメント

ファイルを頂戴しました。

生徒を代表して谷口生徒会長が専務取締役 森川敦士様

より拝受しました。生徒の皆さん、大切にそして有効に活用してください。



ご存じですか

9月からスタート!

不登校児童生徒の社会的自立と、通いの場確保を目的として、フリースクールに通学している小中学生の費用を補助します。

## フリースクール授業料の補助を始めます

### ★申し込み対象 次の5つをすべて満たす保護者

- ①草津市在住で、草津市立小学校・中学校に在籍し、申請前1年以内におおむね30日以上登校していない児童生徒の保護者。
- ②認定施設を原則、週1回以上通所する児童生徒の保護者。
- ③認定施設での情報を、在籍する学校に情報提供することを許可する保護者。
- ④対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者。
- ⑤市税の滞納がない保護者。

### ★補助対象となる経費

フリースクール通学にかかる月々の授業料のうち割合に応じた額（上限4万円）で補助の割合は以下の通りです。

①生活保護受給の方 1/1

②就学援助受給の方 3/4

①②以外の方 1/2

### ★補助の方法

申し込み後、認定された月から補助の対象期間になります。保護者は、月ごとに通所施設からの請求額がわかるものを提出していただき、補助額を減額された経費を施設にお支払いいただきます。

### ★認定フリースクール 次の4つをすべて満たす施設

- ①児童生徒の社会的自立を目指し、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組を提供することができる施設。
- ②市長または学校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市および在籍学校と連携することができる施設。
- ③利用する児童生徒および保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供することができる施設。
- ④業務上以外、児童生徒の個人情報について使用しない施設。

### ★保護者相談・申し込み

市役所6階児童生徒支援課窓口にてご相談を受け付けています。

申請時8/23(月)～お持ちいただく書類

☆申請書（様式第1号）

☆授業料（月額）が示されているもの

【相談・申込】 草津市教育委員会事務局児童生徒支援課  
市役所6階 E-mail:jidoseito@city.kusatsu.lg.jp  
電話:077-561-2437  
FAX:077-561-2488